

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の資金繰り補助金Q&A②

Q. 「事業再構築補助金」とは

第3次補正予算では「事業再構築促進事業」として1兆1,485億円もの金額が計上されていますが、どのような場合に受けられる補助金でしょうか。

A. 一定の要件を満たした中小企業等が新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再編などに取り組む場合に受けられます。認定支援機関等から支援を受け、事業計画を策定することが必要です。

(前号回答からの続き)

一定の事業者に対する通常枠の加点と緊急事態宣言特別枠

(1) 概要

緊急事態宣言により深刻な影響を受け、早期の事業再構築が必要な中小企業等については、「通常枠」の審査で加点措置があります。さらにこれらの事業者向けに補助率を引き上げた「緊急事態宣言特別枠」が設けられます。「特別枠」で不採択となったとしても、加点の上、通常枠で再審査されます。

(2) 対象となる事業者

通常枠の申請要件を満たし、かつ、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で**30%以上減少**している事業者が対象です。

要件に合致すれば地域や業種は問われません。

(3) 緊急事態宣言特別枠の補助金額・補助率

従業員数	補助金額	補助率
5人以下	100万円～500万円	中小企業：3/4 中堅企業：2/3
6～20人	100万円～1,000万円	
21人以上	100万円～1,500万円	

補助対象となる費用

事業再構築補助金は、事業拡大につながる事業資産(有形・無形)への投資を支援するものです。補助対象経費として次の費用が挙げられています。

- 建物費(建物の建築・改修、建物の撤去、賃貸物件等の原状回復)
- 機械装置・システム構築費(設備、専用ソフトの購入やリース等)
- クラウドサービス利用費、運搬費
- 技術導入費(知的財産権導入に要する経費)、知的財産権等関連経費
- 外注費(製品開発に要する加工、設計等)
- 専門家経費※応募申請時の事業計画の作成に要する経費は補助対象外
- 広告宣伝費・販売促進費(広告作成、媒体掲載、展示会出展等)
- 研修費(教育訓練費、講座受講等)

【注】以下の経費は補助対象外です。

- 補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費

- 不動産、株式、公道を走る車両、汎用品(パソコン、スマートフォン、家具等)の購入費
- 販売する商品の原材料費、消耗品費、光熱水費、通信費等

想定される事業再構築の例

以下のような取り組みが事業再構築の例として想定されています。

- 小売店舗による衣服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で客足が減り、売上が減少。

これを契機に店舗を縮小し、ネット販売事業やサブスクサービス事業に業態を転換。

- ➡店舗縮小にかかる店舗改修の費用や新規オンラインサービス導入にかかるシステム構築の費用などが補助の対象になります。

- ガソリン車の部品を製造している事業者が、コロナ危機を契機に従来のサプライチェーンが変化する可能性がある中、今後の需要拡大が見込まれるEVや蓄電池に必要な特殊部品の製造に着手、生産に必要な専用設備を導入。

- ➡設備の導入費用などが補助の対象になります。

- 航空機部品を製造している事業者が、コロナの影響で需要が激減したため、当該事業の圧縮・関連設備の廃棄を行い、新たな設備を導入してロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

- ➡事業圧縮にかかる設備救去の費用、新規事業に従事する従業員への教育のための研修費用などが補助の対象になります。